

平 31 財 政 第 80 号
令和元年(2019年)10月28日

各 部 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
議 会 事 務 局 長
各 種 委 員 会 事 務 局 長
企 業 局 長
様

総 務 部 長

令和2年度当初予算見積書の提出について

やまぐち維新プランに基づく「3つの維新」の推進

平成30年度及び令和元年度においては、人口減少問題をはじめとした県政が直面する諸課題に立ち向かうため、「やまぐち維新プラン」に掲げる施策の速やかな展開を目指し、本県の持つ強みや潜在力を活かした、山口県だからこそできる施策の構築に予算の重点配分を行いました。

また、維新プランに必要な地方創生の推進については、人口減少の克服に向けた実践的な計画である「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」が来年3月に終期を迎えることから、現行の総合戦略の下で展開した取組の検証や国の新たな戦略における視点を踏まえ、本年度内を目途に、第2期総合戦略を策定することとしています。

令和2年度は、維新プランに掲げる3つの維新への新たな挑戦として、本県の地方創生を次の次元に押し上げていく観点から、新たな取組・視点による積極的な施策展開を図るとともに、維新プランに沿った現在の取組の実効性を一層高め、確かな成果へとつなげていくなど、「活力みなぎる山口県」の実現に向けた取組を力強く進めます。

本県の財政状況と行財政構造改革

本県財政は、人口減少等により歳入が伸び悩む中、高齢化に伴う社会保障費の増大等によって、歳出が歳入水準を上回る構造となっており、現在、収支均衡した持続可能な財政構造への転換に向けた、行財政構造改革の途上にあります。

来年度の財源不足額は、現時点で約300億円が見込まれており、引き続き、行財政改革統括本部における適切な進行管理の下、不断の検証と見直しに努めながら、歳入・歳出両面における改革効果の確実な発現を図っていく必要があります。

国の予算編成と地方財政

国においては、本年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2019」を閣議決定し、これを踏まえた国の令和2年度予算「概算要求基準」において、経済再生と財政健全化の双方の一体的な再生を目指す「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとされています。

「新経済・財政再生計画」では、地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和3年度までにおいて、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされています。

また、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」では、平成27年度から地方財政計画の歳出に計上してきた「まち・ひと・しごと創生事業費」について、令和2年度以降においても、地域の実情に応じ、自主性・主体性を最大限に発揮して地方創生を推進することができるよう、引き続き、所要額を計上するとされています。

一方、地方法人課税に係る新たな偏在是正措置の地方財政対策における取扱いや消費税率引上げに係る需要反動減対策などの国の予算編成過程で検討される事項をはじめ、米中貿易摩擦等に起因する海外経済の下方リスクへの懸念など社会経済情勢の動向にも十分留意していく必要があります、地方財政を取り巻く環境は不透明で、予断を許さない状況です。

予算編成の基本方針

これらのことを踏まえ、来年度当初予算は、「『挑戦』と『深化』による『やまぐち維新プラン』の更なる推進」と「持続可能な行財政基盤の確立に向けた取組の着実な実行」の2つを基本方針として、予算編成に取り組みます。

まず、最重要課題である人口減少問題をはじめ、県政が直面する諸課題に立ち向かうため、新たに策定する第2期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」にも即し、Society5.0時代を見据えた未来技術の活用、国の動きに呼応した地方創生の更なる推進など新たな視点による施策の構築に積極果敢に挑戦するとともに、維新プランに沿った現在の取組の実効性を一層高め、確かな成果へとつなげていきます。

加えて、本県の硬直化した財政構造を転換し、将来にわたって活力ある県づくりを支える、持続可能な行財政基盤の確立に向け、事業の不断の見直しや更なる財源確保に取り組むなど、引き続き、手を緩めることなく行財政構造改革の実現に向けた取組を着実に実行していきます。

具体的な方針は下記のとおりですが、職員一人ひとりが本県財政の厳しい状況を十分認識の上、限られた財源の中で、選択と集中を徹底し、実効性の高い施策の構築とともに、真に必要な事業への重点化や、既存事業の廃止等による事業の厳選を行った上で、的確な見積りを行うよう、お願いします。

なお、別添の「見積作業基準」は、国の動向等が不透明な中でも当面の編成作業を円滑に進めるため、お示しをしたものであり、国の予算編成及び地方財政対策等が明らかになり次第、必要に応じ、事業の再見積りを求めることもあり得ますので、ご留意願います。

記

I 年間総合予算の編成

令和2年度当初予算は、「年間総合予算」として編成する。

II 総括的な事項

1 「挑戦」と「深化」による「やまぐち維新プラン」の更なる推進

(1) Society5.0時代を見据えた5G等の未来技術の活用促進など、本県の地方創生を次のステージに引き上げていく新たな取組、人口減少に伴う人材不足対策など、未来に希望を持って暮らしていける社会の実現に向けて、速やかに対応すべき新たな取組については、来年度において特に重点的に取り組むべき項目を明確にした上で、「山口みらい創生推進分」として、重点的・優先的な予算配分を行うこととしており、積極的な新規施策の構築を図ること。

(2) 来年度、特に重点的に取り組むべき項目は、次のとおりであること。

区 分	重 点 項 目
① Society5.0時代を見据えた未来技術の活用による産業や生活等の質の向上	○ Society5.0の実現に向けた5G、AIの積極的な活用の促進
② 本県への新しい人の流れの強化	○ 「関係人口」の創出・拡大
③ 未来を担う人づくりの推進	○ 教育ICT環境整備のほか、人づくり推進方針(素案)に基づく新たな視点による取組
④ 人口減少・少子高齢化等に伴う人材不足対策	○ 医療関係人材の確保、女性の活躍促進、外国人材の活用
⑤ 若い世代の結婚・出産・子育て支援	○ 結婚・子育て支援、小児医療、児童虐待防止

これらの関連経費は、いずれも真に新規の事業とし、既存事業の振替えや統合は認めない。また、原則、地方創生推進交付金又は国庫補助の対象事業であることを要件とする。

(3) 見積りに当たっては、事業費の徹底的な精査を行うとともに、維新プランにおける各プロジェクトの目標の達成・懸案事項の解決に向けた具体的な課題、対応策、成果、スケジュール等を明確に示すこと。

(4) 新規事業については、「成果主義」を徹底の上、維新プランの計画期間内において、事業効果の発現が早期に図られるよう、実効性の高い施策の構築及び適切な事業期間の設定を行うこと。

また、国や他都道府県をはじめ、県内の企業、関係団体など多様な主体との更なる連携の維持・強化を進め、現場のニーズに的確に対応し、各主体のノウハウや強みを活かす事業スキームの構築を図ること。

(5) 継続事業については、実績等の検証を踏まえた上、着実に成果につながるよう、一段と実効性を高める工夫を図ること。

(6) 部局横断的な課題に対しては、部局間連携を積極的に進め、課題の共有や各部局の役割を踏まえた実施体制の構築などにより、効果的・効率的な施策の構築を図ること。

(7) 市町と適切な役割分担を図りつつ、更なる連携強化を進め、市町と協働する事業については、十分な協議と情報提供に努めること。

(8) 厳しい財政状況にあっても着実な施策構築を図るため、地方創生推進交付金等の国の財源措置を最大限に活用すること。

2 持続可能な行財政基盤の確立に向けた取組の着実な実行

(1) 行財政構造改革の取組を着実に実行し、その効果を見積りに反映させること。

(2) 厳格な定員管理等による人件費の削減や、公共事業等の投資水準の適正化など、歳入水準に見合った歳出構造への転換を図る取組を進めること。

(3) 県有施設については、公共施設等マネジメント基本方針に沿って、財政負担の軽減・平準化を図ること。

- (4) 歳出構造の転換までの財源不足に対応するため、未利用財産の売却や基金等の効果的な活用など、臨時的・集中的な財源確保対策に取り組むこと。

3 国の制度変更等への適切な対応

国の制度・政策の変更に対しては、その内容等を的確に把握・分析の上、県としての対応を検討する必要がある事業について、国と地方あるいは県と市町の役割分担、県の既存施策との重複や整合性等を改めて検証し、県が果たすべき役割や実施すべき事業のあり方等を見積りに的確に反映させること。

III 歳入に関する事項

1 県 税

今後の経済情勢や税制改正の動向等に十分留意しつつ、課税客体の的確な捕捉に努めるとともに、引き続き、徴収対策の強化を図ること。特に、個人県民税は、市町と一体となった効果的な徴収対策に努めること。

2 国庫支出金

- (1) 国における予算編成の状況を踏まえ、国庫支出金の廃止・縮減等の動向に十分留意し、県の財政運営に支障が生じることのないよう、適切に対応すること。
- (2) 国制度の枠内において、積極的に財源を確保するため、情報収集等に努め、必要な国庫支出金については、出来る限りの導入確保を図ること。
- (3) 地方創生推進交付金の見積りに当たっては、予め総合企画部と十分な調整を行うこと。

3 使用料及び手数料

受益者負担の公平、適正化の観点から、既定分の見直しを含め、実態に即した適正な料金設定を行うこと。

4 分担金及び負担金

事業内容に応じた受益者負担の適正化等を推進するとともに、各種負担金の収納率の向上に努めること。

5 財産収入

- (1) 各種基金については、金利動向を踏まえ、適正かつ効率的な運用を図ること。
- (2) 県有財産については、改めて売却可能性や処分時期の前倒しについて検討を行い、引き続き、積極的な処分を進めるとともに、直ちに処分が困難な物件については、売却までの暫定的な利活用として、貸付等による有効活用に努めること。

6 その他の収入

- (1) 事業全般にわたり、可能な限りの歳入確保に努めること。
- (2) 貸付金等における未収金対策については、新たな未収金を発生させることなく適切な債権保全に努めるとともに、山口県債権管理条例に基づき各部局に設置した債権管理者のもと、確実な回収に向けて組織的かつ計画的な対応の強化を図ること。
- (3) スポーツ・文化施設等へのネーミングライツ導入や、県有施設、広報誌等への企業広告の更なる導入など、積極的に新たな収入確保の取組を推進すること。
- (4) ふるさと納税制度や企業版ふるさと納税制度については、制度の趣旨を踏まえた、積極的な利用促進を図ること。
- (5) 対象事業の必要性等を検証の上、余剰基金の取崩しや特別会計剰余金の繰り入れに取り組むこと。

IV 歳出に関する事項

1 職員給与費等

- (1) 組織のスリム化や事務事業の見直しによる業務量の削減・業務の効率化を図り、厳格な定員管理等による総人件費の計画的な縮減に取り組むこと。

また、新たに設置される会計年度任用職員や特別職非常勤職員等についても、業務の実態に応じた配置の必要性について徹底的に検証し、見直すこと。

- (2) 新規事業の構築等に伴う新規増員は、全体として増員につながらないよう、会計年度任用職員等を含め、既存事業の整理または定員の再配置により対処すること。

2 公共事業等

- (1) 国の公共事業予算の動向、地方財政対策等を踏まえつつ、「公共投資等の適正化」の取組内容に沿って見積ること。

また、「防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策」及び維新プランの推進に係る事業を重点的・優先的に実施するほか、限られた財源で効率的な整備を図るため、事業の必要性や優先性、投資水準、投資効果等を十分検討すること。

- (2) 公共事業の効率性・透明性の向上を図るため、再評価等を通じて、これまで以上に費用対効果の分析に努め、これを予算編成に適切に反映させること。
- (3) 政策入札制度の拡充や品質確保の観点等を踏まえつつ、計画・設計から維持管理までの総合的なコスト縮減を検証し、今後の計画的な予算執行に支障のないよう努めること。

3 国庫補助事業等

- (1) 国の予算編成の動向に十分留意し、適切に対応すること。

なお、国庫補助金等の廃止・縮減に際して、単純な県費振替は認めないものであること。

- (2) 本県における実施の必要性、事業効果、超過負担の状況等を十分検討し、導入すべき事業については、その県費負担の財源を確保した上で取り組むこと。

4 補助金

- (1) 新たな施策への転換、廃止、統合・メニュー化、補助率の改定、融資制度への切替えなど、状況の変化等を踏まえた不断の検証・見直しを進めること。
- (2) 特に単県補助金については、国・県・市及び民間との役割分担を踏まえ、支援対象や補助金額、補助の水準、社会・経済情勢に照らした交付の必要性等について、その妥当性を検証し、見直しを行うこと。

5 貸付金

金利動向や資金需要、関係金融機関の貸付状況等を踏まえ、廃止、縮小、貸付条件の改定等について検討すること。

6 物件費及びその他の経費

- (1) 引き続き、内部経費の一層の節減合理化等を図ること。
- (2) 「外部委託推進ガイドライン」に沿って、民間との役割分担や効率性、サービスの質の確保等の点に十分配慮の上、民間、NPO等への事務事業の委託を積極的に推進すること。
- (3) 受託事業については、人員増、超過負担を招くことのないよう留意するとともに、原則として人件費相当額を対象経費に算入すること。

V その他の事項

- 1 債務負担行為は、将来における財政硬直化の大きな要因となるので、緊急不可欠なものに限り見積りを行うこと。
- 2 特別会計及び企業会計の見積りは、一般会計に準じて行うこと。

令和2年度当初予算見積作業基準

※当面の見積りに当たっては、以下の作業基準によること。

経費区分	見 積 作 業 基 準 等
1 一般行政経費	経費支出の妥当性等を精査し、可能な限りの経費の削減を図った上で、以下のとおり見積ること。
(1)経常的経費	一般行政事務費（A経費）、県民利用施設等に係る維持管理経費（B経費）とも、前年度当初予算額（一般財源）の100%の範囲内において、それぞれ見積りを行うこと。
(2)義務的支出 (扶助費を含む。)	義務的な性格を有する支出としての妥当性を改めて検証した上で、国における制度見直しの状況等を踏まえながら、最大限の抑制・削減を図り、年間所要見込額を見積ること。
2 施策的経費	<p>(1) 令和2年度に特に重点的に取り組むべき新規事業については、「山口みらい創生推進分」(※)として、所要額を見積ること。 ※原則、地方創生推進交付金又は国庫補助事業を対象とする。</p> <p>(2) 制度として所要額が一定の算定基準に従い決定される事業については、制度のあり方や事業内容等の見直しにより、事業費の抑制・削減を図り、必要最小限の額を見積ること。</p> <p>(3) その他の事業については、実績等の検証を踏まえた上、事業内容の見直し等による実効性の高い施策の構築を図るとともに、地方創生推進交付金等の特定財源を積極的に活用し、前年度当初予算額（一般財源）の95%の範囲内(※)において、メリハリのある見積りを行うこと。 ※平成30年度又は令和元年度の新規事業を継続(拡充)する場合を除く。</p>
3 建設的経費	「公共投資等の適正化」の取組内容に沿って事業費の抑制・削減を図った上で、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策及び維新プランの推進に係る重点取組への優先配分を行うこと。
(1)補助直轄事業 (2)単 独 事 業 (3)県営建築事業 (4)その他の投資的経費 (5)災害復旧事業	<p style="text-align: center;">} 国の予算編成、地方財政対策等を踏まえ、予算編成過程で別途指示</p> <p style="text-align: center;">} 早期復旧を図る方針の下、所要額を見積ること。</p>
4 給与関係費 (退職手当含む)	<p>[別途指示]</p> <p>※会計年度任用職員に係る経費は、移行前の臨時・非常勤職員等の経費区分において適切に見積ること。</p>